

【消安法】乳幼児用玩具の新規制に対応 ISO8124の試験の受付を開始します！

令和7年12月25日より乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）について、新たな規制が導入されます。

製造・輸入事業者：国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示の義務

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の製造又は輸入を行う事業者は、国の定める技術基準に適合しているかを確認するため検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければなりません。

◆乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令別表第1）

1. 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
2. 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
3. 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
4. (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。
(2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
(3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。
(4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。
(5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。

CLICK!



技術基準の詳細：https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/pdf/gizyutukizyun_gangu.pdf

技術基準は、対象となる製品に必要となる性能を示す形（性能規定化）で記載していますが、**ISO, EN, ASTM等の例示規格**に整合していれば、技術基準に適合していると見做すことができます。



ISO8124 : Part1

機械的及び物理的特性に関する安全面

試験項目例：

- 4.4 Small part（小部分試験）
- 4.6 Edges（縁部）
- 4.7 Points（鋭い先端）
- 4.29 Acoustic requirements（音響玩具）



ISO8124 : Part2

燃焼性に関する安全性

試験項目例：

- 4.1 一般要求事項
（可燃性の高い素材の使用禁止等）
- 4.5 柔らかい詰め物の詰まった玩具



ISO8124試験で、乳幼児用玩具の
安全性をチェックしましょう！

ボーケンでは消費生活用製品安全法の改正に伴い、子どもPSCマーク取得に関するご相談を承っております。お気軽にご相談ください！

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



Instagramやってます！！